

# 2020年以後適用される主な改正項目一覧

	制度改正	適用時期
所得税	○給与所得控除の見直し ・一律10万円引下げ／・上限220万円⇒195万円へ	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○公的年金等控除の見直し ・一律10万円引下げ／・公的年金以外の所得に応じた控除額 ・控除額に上限設定	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○基礎控除の見直し ・10万円引上げ (38万円⇒48万円) ・年間所得2,400万円超⇒控除額逡減	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○人的控除の所得要件の見直し ・給与所得控除の引下げこともない、配偶者控除や扶養控除など人的控除の所得要件を10万円引上げ	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○所得金額調整控除の導入 ・給与所得控除と公的年金等控除の引下げによる負担増を軽減するため、23歳未満の扶養親族がいる場合などに、給与所得の金額を調整	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○青色申告特別控除の見直し ・e-Taxの利用または一定の要件を満たす電子帳簿の備付けがない場合、控除額を55万円に引下げ	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○未婚のひとり親に対する措置 ・年間所得500万円以下のひとり親に35万円のひとり親控除	2020年分～ (住民税は2021年度分～)
	○寡婦（寡夫）控除の見直し ・寡婦：年間所得500万円以下に限定 ・控除額の見直し：男性・女性ともにひとり親に該当すれば、ひとり親控除（35万円）を適用	2020年分～ (住民税は2022年度分～)
	○住宅ローン減税の拡充期間 ・消費税率10%の住宅取得の場合控除期間3年延長（10年間⇒13年間）	2019年10月～2020年12月居住開始分で終了
	○新しいNISA ・公募株式投資信託等（1階）と上場株式等への投資（2階）の2階建の制度	2024年～2028年
相続税・贈与税	○マイホーム取得資金の贈与特例の限度額縮小	2020年4月以後のマイホーム取得等の契約分から最大1,500万円に
	○マイホーム取得資金の贈与特例の限度額縮小	2021年4月以後のマイホーム取得等の契約分から最大1,200万円に
	○マイホーム取得資金の贈与特例の終了	2021年12月までのマイホーム取得等の契約分で終了
	【民法】○配偶者居住権の創設	2020年4月～
消費税	○インボイス発行事業者の登録申請受付開始	2021年10月～
	○インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入	2023年10月～
その他	○酒税の改正 ・品目等の定義の改正 ・基本税率の改正と特別税率の廃止	2026年10月～ (2020年10月以降、2段階の経過措置期間あり)
	【民法】○成人年齢引下げ	2022年4月